

当院では入院医療費の計算方法に DPC方式を採用しています。

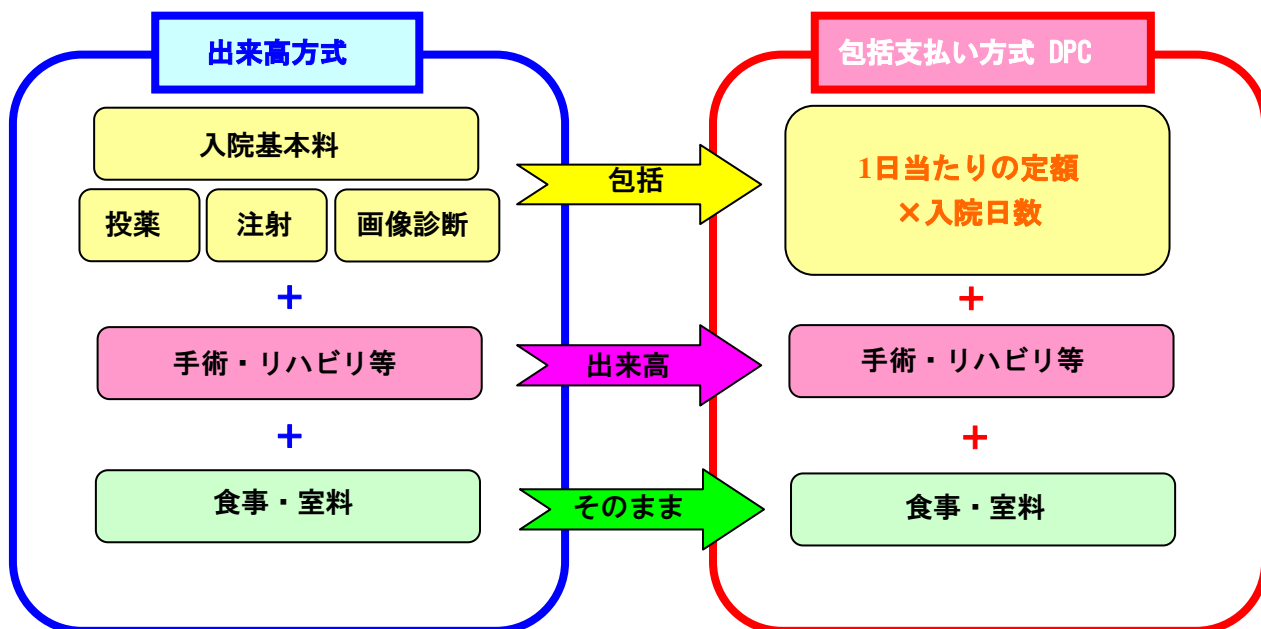
当院では、厚生労働省が定めた疾病別による包括支払い方式(DPC方式と言います)によって入院医療費を計算しています。

◆疾病別による包括支払い方式(DPC方式)とは…

これまでの計算方法は、出来高払い方式と呼ばれ、投薬・注射・検査など実施した項目を積み上げて、それぞれの費用を合計して計算していました。

包括支払い方式(DPC方式)とは、患者さまの病名や症状をもとに、投薬・注射・処置・入院料等を包括した1日当たりの定額により計算するという方法になります。(下図をご参照ください)

包括支払い方式(DPC方式)のイメージ図



◆ 患者さまのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。 ◆

包括支払い方式（DPC方式）のQ&A

Q1:すべての入院患者がDPC方式の対象となりますか？

A:入院患者さまの病名や診療内容により、包括方式に当てはまらない場合や、以下のような場合には、従来の出来高方式となります。

- ①労働災害、公務災害、交通事故(自賠償)が適用される患者さま
- ②入院後、24時間以内に亡くなられた患者さま
- ③自費診療の患者さま
- ④入院期間が定められた日数を超過した患者さま

Q2:DPC方式になると医療費は高くなりますか、安くなりますか？

A:入院時の病名、診療内容によって、高くなる場合もあれば、安くなる場合もあります。

Q3:治療内容は従来と変わりますか、早く退院させられることはありませんか？

A:治療の内容・質については従来と全く変わりません。入院・退院の判断は、医師の診療上の判断に基づいて行いますので、医療の必要があるにも関わらず早く退院をお願いすることはありません。

Q4:入院中に病名、診療科が変わった場合の入院医療費はどうなるのですか？

A:1回の入院で複数の病気の治療を行う場合も、入院期間中に最も集中的に治療を行った病名で入院医療費を計算します。病名が変わった場合は、入院日に遡って変更後の病名で入院医療費の計算をやり直します。その場合は、退院時に過不足調整させていただきますので予めご了承願います。

Q5:DPC方式の対象となる病気でも出来高払いで計算してもらえますか？

A:厚生労働省の定めにより、DPC方式の対象となる病気は出来高払い方式での計算が出来ません。

Q6:特定疾患(公費)の扱いはどうなりますか？

A:特定疾患(公費)の傷病が最も集中的に治療を行った病名である場合は、これまで通り公費適応になります。

Q7:高額医療費の扱いはどうなりますか？

A:取り扱いは変わりません。

包括支払い方式（DPC方式）について、ご不明な点などがございましたら、
1階総合受付までお問い合わせください。